令和８年９月３日

民生環境常任委員協議会会議概要

委員長　関　　貴光

副委員長　山本武朝

１　開催日時　　令和８年９月３日（木曜日）午前10時37分～午前11時15分

２　開催場所　　第２委員会室

３　報告事項

（１）令和９年度知事と市町村長の意見交換会における要望について

（２）青森市清掃工場の火災について

（３）花岡プラザの温泉再開時期について

○出席委員

委員長	関　　貴光	委　員	万徳なお子
副委員長	山本武朝	委　員	木村淳司
委　員	小熊ひと美	委　員	竹山美虎
委　員	山田千里	委　員	小豆畑　　緑

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長	中村　　敦	こども未来部次長	泉澤　　豊
福祉部長	白戸高史	保健部次長	種市靖子
こども未来部長	大久保綾子	浪岡振興部次長	鳥谷部稚子
保健部長	佐藤秀彦	こども・若者政策課長	淋代充子
市民病院事務局長	今　　国弘	市民病院事務局総務課長	溝口篤史
環境部次長	武田泰孝	関係課長等	
福祉部次長	福島清裕		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	山田　　達	議事調査課主査	山下貴子

○関貴光委員長　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから、民生環境常任委員協議会を開会いたします。

本日は、報告事項の説明等のため、鳥谷部浪岡振興部次長が本協議会に出席しております。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、「令和９年度知事と市町村長の意見交換会における要望について」順次報告を求めます。

まず、環境部長からお願いします。

○中村敦環境部長　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）令和９年度知事と市町村長の意見交換会における要望について御説明いたします。

東青５市町村が連携し、県に対して重点事業要望を行うため取りまとめている青森圏域重点事業に関する要望書について、今般、その項目・内容等についてまとまりましたので御報告いたします。

資料「令和９年度青森圏域重点事業に関する要望書」を御覧ください。

表紙の次から重点事業要望項目一覧となっておりまして、青森圏域全体で35項目、このうち、本市の重点要望項目はNo.１から次のページのNo.25までとなっております。

次に、配付しております資料「令和９年度青森圏域重点事業要望項目一覧【民生環境常任委員協議会】」を御覧ください。

民生環境常任委員協議会に関係する項目といたしましては、環境部所管が１項目、福祉部所管が１項目、こども未来部所管が２項目、市民病院事務局所管が１項目の合計５項目となっております。

それでは、それぞれの項目につきまして、環境部、福祉部、こども未来部、市民病院事務局の順に御説明いたします。

まず、環境部所管の１項目について御説明いたします。

要望書の23ページを御覧ください。

No.23「ツキノワグマの被害防止対策の推進について」ですが、近年、全国的に熊が市街地など人の日常生活圏へ侵入し、住民の生活や安全に重大な影響を及ぼす事例が増加しており、特に令和７年度の熊の出没件数等は過去最多となり、被害防止に向けた対策は喫緊の課題であります。

国や県においては、被害対策パッケージを策定するなどの取組を進めており、本市においては、国や県の交付金等を活用し、熊出没時の体制整備を進め、本年５月には中心市街地において緊急銃猟を実施したところであり、今後においても市街地における安全性の高い捕獲体制の整備が必要と考えておりますことから、１つに、「国及び県が連携したツキノワグマの適正な個体数管理」、２つに、「ツキノワグマの被害防止対策の推進に向けた財政的支援及び専門家等の人的支援の充実と弾力的な運用」、３つに、「青森県における麻酔銃等を用いたツキノワグマ捕獲体制整備及

び市町村への派遣支援の構築」について要望するものであります。

環境部所管の要望事項は、以上でございます。

○関貴光委員長　次に、福祉部長。

○白戸高史福祉部長　続きまして、福祉部所管の１項目を御説明いたします。

それでは、要望書の14ページを御覧ください。

No.14「地域生活支援事業の実施に係る超過負担について」御説明いたします。

本件は、令和６年度から継続して要望しているものであります。要望事項の内容の冒頭に記載しておりますとおり、市町村が実施する地域生活支援事業は、障害のある方々が地域で自立した日常生活や社会生活を送る上で不可欠な支援であり、具体的には、ストーマ装具などを給付する日常生活用具給付等事業、外出を支援する移動支援事業、手話通訳者などを派遣する意思疎通支援事業などがあります。

本事業に対する補助につきましては、障害者総合支援法において、国は事業費の100分の50以内、都道府県は100分の25以内を補助することができるとされております。しかしながら、令和７年度の実際の補助率は、国が25.10％、県が12.55％と、いずれも法が想定する水準の半分程度にとどまっております。その結果、下段の表に記載のとおり、令和７年度における本市の地域生活支援事業の対象経費１億6594万1647円に対し、市の一般財源負担は１億345万7647円に達しております。

これは、法の趣旨に沿った補助が行われた場合に想定される市の負担額約4100万円を大きく上回り、約6200万円の超過負担が生じております。また、国・県の補助金は、令和３年度の8079万1000円から一度も増えることなく減少し、令和７年度は6248万4000円となっております。なお、令和７年度の一般財源負担が前年度を下回っておりますのは、対象経費が減少したことによるものであります。

要望事項の内容の４段落目に戻っていただき、昨今の物価や人件費の高騰により、日常生活用具の価格や各事業の運営経費が上昇しており、関係団体からも基準額の引上げを求める要望が寄せられております。しかしながら、こうした見直しを、超過負担が続く現状で市が独自に進めることは極めて困難であります。

このため、「地域生活支援事業に対する補助について、対象経費の２分の１に近づけるよう国への働きかけ」、「青森県においては、国の予算にかかわらず、対象経費の４分の１の財政支援」の２点について要望するものであります。

福祉部所管の要望事項は、以上でございます。

○関貴光委員長　次に、こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長　続きまして、こども未来部所管の２つの要望事項について、順次御説明いたします。

要望書の８ページを御覧ください。

№８「子育て支援について」のうち、幼児教育・保育の無償化に係る要望について御説明いたします。

要望事項の内容の最初に記載しておりますとおり、国においては、急速な少子化・

人口減少に歯止めをかけるため、令和５年12月、次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」を取りまとめ、幼児教育・保育の質の向上等について必要な措置を講ずることとしております。

本市におきましては、「子育て先進都市　青森市」の実現に向け、青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金も活用しながら様々な子育て支援策に取り組み、子どもを産み育てる環境を向上させ、子育て世帯への経済的負担の軽減を図ることとしております。

３段落目になりますが、国では、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する３歳から５歳までの子ども及びゼロ歳から２歳までの住民税非課税世帯の子どもに係る利用者負担が無償化されているほか、３歳以上の副食費について、年収360万円未満相当世帯及び第３子以降の子どもを対象に徴収が免除されております。

このような中、本市では、令和６年10月から認可保育施設を対象に２歳児クラスの保育料全額公費負担を、本年４月からは、ゼロ歳と１歳児クラスを対象に所得の状況や世帯ごとの入所児童数等に応じて保育料の全額または半額公費負担を開始するとともに、認可外保育施設についても、認可保育施設と同様にゼロ歳から２歳児クラスを対象とした保育料の全額相当または半額相当公費負担を実施したところであります。

５段落目になりますが、しかしながら、子育て支援策を各地方自治体で実施していることにより、住む地域による実施の有無や助成の対象となる年齢や所得制限の有無、また、各自治体の財政力等に応じて、子ども・子育て支援施策に地域間格差が生じている現状となっております。

これら少子化対策につながる取組は、国が責任と財源を明確にした上で、全国一律で行うべき包括的な仕組みづくりなど国策として必要な措置を講じるべきものであると考えます。

以上のことを踏まえ、「親の所得にかかわらず、０歳から２歳までの保育料と３歳以上の副食費の無償化に向けた財政支援についての国への働きかけ及び全県的な取組としての県の財政支援」について要望するものであります。

続きまして、24ページを御覧ください。

№24「地方創生に取り組むための財源措置について」のうち、青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金に関する要望について御説明いたします。

食料品やエネルギー価格をはじめとする物価高騰が継続する中、本年２月以降の中東情勢の緊迫化に伴い、原油価格のさらなる上昇に加え、原材料や資材の調達環境の悪化が懸念され、依然として先行きが不透明な状況となっております。国においては、強い経済を実現する総合経済対策の３本の柱の一つに、生活の安全保障・物価高への対応を掲げ、物価高から暮らしと職場を守るための取組を進めています。

５段落目になりますが、本市では、「子育て先進都市　青森市」の実現を目指し、

青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用しながら、これまで、小・中学校給食費、高校生までの子ども医療費及び２歳児クラスの保育料等の全額公費負担のほか、小・中学校の修学旅行費の一部公費負担を実施するなど、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組んでまいりました。

さらに、令和８年度からは、国による公立小学校の学校給食費負担軽減制度、いわゆる給食無償化の開始に伴う県交付金の拡充分を活用し、ゼロ歳児及び１歳児クラスの保育料について、所得に応じた全額または半額の公費負担を新たに実施しております。

一方で、国において公立小学校を対象とした学校給食費負担軽減制度が開始されたものの、子育て世帯の経済的負担は依然として大きく、今後、国において学校給食費負担軽減の対象拡大等が図られた場合においても、子ども・子育て「青森モデル」の実現に向け、子育て世帯のさらなる負担軽減が必要となるものと考えております。

以上のことを踏まえ、「県は、子ども・子育て『青森モデル』の実現に向け、子育て世帯の負担軽減のため、令和９年度以降においても県内市町村への支援が縮小されることのないよう、これまでと同規模以上の給食食材価格の高騰を踏まえた財政支援を継続すること」について要望するものであります。

こども未来部所管の要望事項は、以上でございます。

○関貴光委員長　次に、市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長　続きまして、市民病院所管の１項目について御説明します。

要望書の13ページを御覧いただきたいと思います。

No.13「青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備について」であります。

３段落目以降の部分になりますが、青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備につきましては、県・市議会及び有識者会議での御議論に加え、県民・市民の皆様からの御意見を踏まえまして、昨年３月に共同経営・統合新病院に係る基本計画を策定したところであり、現在、当該基本計画に基づき、円滑な開院に向けた準備や基本設計を進めており、今後、実施設計に着手する予定としております。

両病院の統合を着実に推進していくことで、青森市民をはじめ、青森地域保健医療圏に住む方々に対し、将来にわたって安定的かつ質の高い医療を提供できるものと考えております。

また、新病院の整備に当たりましては、多額の事業費が見込まれますことから、これらのことを踏まえ、青森地域保健医療圏における医療提供体制構築、本市の財政負担軽減、新病院の経営安定化の観点から、１つ目として、「青森市民病院の役割を継承する統合新病院の着実な整備」、２つ目として、「県の『地域医療介護総合確保基金』等を活用した青森県・青森市の共同経営・統合新病院整備についての財政支援」について要望するものであります。

市民病院からは以上でございます。

○関貴光委員長　それでは、ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。木村委員。

○木村淳司委員　重点要望№13の「青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備について」のところの要望で、「青森市民病院の役割を継承する統合新病院の着実な整備」とあるんですが、今、市民病院の役割は、地域の中核病院ということになっているんですけれども、現場の実態としては、休日、夜間の高齢者救急の受け皿になっているという点が結構あるのかなということを、いろいろ現場の方から聞くとちょっと感じています。そういう役割というものは、統合新病院において確実に継承されるということなんでしょうか。そこがないと、ちょっと地域の救急というものがあぶれてしまうかなと思っているんですけれども。

○関貴光委員長　市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長　まず大前提として、県病で今行っていることと市民病院で行っていることを確実に引き継いで、継承したものとしての新病院というようなことになっておりますので、現在担っている役割については、現段階ではそれをそのまま引き継ぐと。もちろん、地域医療構想等で、今の役割を地域の中でどう整理していくかという議論が進めば、また役割が変わる可能性があるんですけれども、基本的には県病、市民病院の今の役割を継承するということが大前提です。

○関貴光委員長　木村委員。

○木村淳司委員　ありがとうございます。

あと、その下の地域医療介護総合確保基金についてなんですが、これを活用した場合というのは――県と市の負担割合が３対２ということになっていて、単純に、例えば総整備費のうちの３対２というわけではないと思うんですが、この確保基金を使った分というものは、分母から除かれるのか。例えば、1000億円かかりますというときに、この確保基金を100億円使ったら、900億円を５分の２とするのか、それとも、いやそれは県の基金だからと、1000億円の５分の２なのか。その辺ははっきりしているんでしょうか。

○関貴光委員長　市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長　この基金については、そもそも国費が３分の２で県が３分の１というものでつくられる基金です。そして、この基金については、それを活用するための、それぞれ条件というか、項目が分かれております。その項目ごとに、何に対して幾ら充当するというようなことになりますので、単純に病院を建てるからトータルで幾らですというようなものではないということで御理解いただければと。その中で、県の政策を進めるために必要な部分に該当するものであれば、その部分に充当しますし、それ以外の部分として、トータル的な――統合するというような部分に対してのものであれば、それをまず充当してと。それを含めて、残りの部分で市と県で負担するというようなことになります。

○関貴光委員長　木村委員。
○木村淳司委員　ありがとうございました。
県の協議で決まるということで、行政の裁量が非常に大きいところだろうなと思います。今後いろんな、詳細設計とかその辺りがどんどん進んでいくところだと思いますので、また議論できればと思います。
ありがとうございます。
○関貴光委員長　ほかにありませんか。万徳委員。
○万徳なお子委員　環境部の「ツキノワグマの被害防止対策の推進について」のところで、麻酔銃ということが出てきましたが、麻酔銃は獣医師が取り扱うと聞いていたと思うんですけれども、現状は、青森市内ではどんなことになっていますか。
○関貴光委員長　環境部長。
○中村敦環境部長　麻酔銃を取り扱うには、それなりの免許が必要でして、現時点で、青森市域に関係する麻酔銃を撃てる資格を有している者はおりません。ただ、青森県の猟友会の東青支部以外の方で、資格を持っている者は複数名いらっしゃいますので、最終的にはそのような方々に支援、協力を求めることになろうかと思っています。
○関貴光委員長　万徳委員。
○万徳なお子委員　そうすると、獣医師なら、何か試験とかを受けて資格を取れるというわけでもないわけですね。複雑なんでしょうか。
○関貴光委員長　環境部長。
○中村敦環境部長　獣医師の方でも、当然麻酔銃を使用できる資格を持っていますので、獣医師の方も、ツキノワグマが市街地へ出没した際の捕獲に関わったり、お手伝いしていただく場面は、可能性としてはあります。
○関貴光委員長　万徳委員。
○万徳なお子委員　ということは、足りないのは実践訓練とか、麻酔銃そのものとか、そういうことでしょうか。
○関貴光委員長　環境部長。
○中村敦環境部長　麻酔銃を用いて市内で熊を捕獲するに当たっての要件の一つとして、一定の経験を有していないと使用できないということになっていますので、そういう意味で、現時点で麻酔銃の免許、資格を有している獣医師であったり県内の猟友会の会員の方が、今直ちに麻酔銃を使って市街地に出没した熊を銃猟するということはできない状況にあります。
○関貴光委員長　ほかにありませんか。山本委員。
○山本武朝委員　今の件に関して、麻酔銃を使うには獣医師さんだと、私は何げなくよく言っていたので、ちょっと責任があるかなと思ってお聞きします。
要は、麻酔薬を取り扱える方だと。やはりそれなりの経験――獣医師さんのように大学で学んだとか、そういう意味で簡単に私がよく獣医師さんと言ってしまった

んですけれども、麻酔薬を取り扱える資格の方ということで理解していいですか。
○関貴光委員長　環境部長。
○中村敦環境部長　それで結構です。
○関貴光委員長　山本委員。
○山本武朝委員　あと、この一連の重点要望は、様々大事な要望だなと内容を聞いていて思います。どれも共通していることは、継続した財政支援を国・県はしっかりやってもらいたいという、痛切な願いをそれぞれの分野で感じました。
　ちょっと、国・県しっかりやれよということで、マスコミの方もよくこの表を見てもらいたいんですけれども、例えばこの14ページの下の表。これは、障害者の方の日常生活の支援事業の財政負担の割合が書いてあるんですが、障害のある方に、ストーマ装具などの日常生活用具や外出支援、手話通訳をということで、我々議員もすごく要望を受けます。これを何とか支援してくれないかと。まあ、最終的に、基礎自治体である市が矢面に立って要望を受けるわけですけれども、様々財政事情が厳しいということが、この表に出ています。今年度は１億6500万円でしたけれども、国の補助率は――国もすばらしいですね、さすがです。50％以内とするという中で、25.10％。そして県も、県は25％以内の――「以内」というのは外したいんですけどね、12.55％という補助率で、結局青森市が１億300万円、62.3％の助成をしてこの事業を継続しているという、こういう事実がこの表に出ています。
　これは、福祉部長に聞きたいんですけれども、かなり厳しい財政事情の中でも、これは国・県が補助率を伸ばしてくれなくても――先ほどは「毎年減らされています」とさりげなく強調していましたが、その中でもこれはやり遂げないといけないものとして、62.3％を補助して事業を継続しているということで理解してよろしいでしょうか。
○関貴光委員長　福祉部長。
○白戸高史福祉部長　地域生活支援事業は、やはり実際に使われている方、日常生活用具とか外出支援とか様々使われている方がいらっしゃいますので、やめるわけにはいかない事業だと市としては思っています。ですので、国・県の補助率、補助金が年々下がったとしても、市としては継続していかなければいけないというようには考えています。ただ、やはりなかなか市の持ち出しが年々増えていくというような現状で、実際は日常生活用具などの購入をしている額が年々増加しているというような、ストーマ装具とかもかなり値上がりしているというお話は聞いています。そして、その基準額が変わらない限り、実際に負担されている方の購入額との差額がどんどん広がっていってしまうというような現状は十分認識しておりますので、その辺の見直しというものは、もちろん市としても検討はしていかなければいけないんですが、実情としては、国・県の補助金が年々減らされてきている状況の中で、なかなか見直しが困難であるという状況が続いているという現状です。
○関貴光委員長　山本委員。

○山本武朝委員　ありがとうございます。

補助はいただいているけれども、いろんな装具の単価が上がって、それは、結果として利用者さん、障害のある方が負担していると。私も、様々な要望を当事者から聞いております。また、この分野で、ぜひこれもと、新たにとあるんだけれども、苦しい中ですごく分かるんだけれども、なかなかこの助成率がないということで、市もなかなかお応えできていないということは分かります。

ということは――我々議員は、とかく様々な福祉政策、これもぜひという声を、各党でもお受けすると思います。それをそっくり、一緒になってこの要望を国・県にしませんかと。市も大事ですけれども、あまりにも国・県のところで助成率がないんですと。一緒に――ベクトルの方向は、市だけじゃなくて国・県ですねというように、市も頑張りたいところなんですがというように今後は言いつつ、様々な要望をお受けしていきたいと、この表からすごく感じました。

○関貴光委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長　なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市清掃工場の火災について」報告を求めます。環境部長。

○中村敦環境部長　青森市清掃工場の火災について御説明申し上げます。

配付資料を御覧ください。

「１　火災の概要」についてですが、この火災は、本年８月17日午前10時40分頃、青森市清掃工場の破砕選別処理施設において、破砕処理中の不燃ごみから出火し、消防による消火活動の結果、午後６時40分に鎮火したものです。消火活動に伴いまして、清掃工場へのごみの受入れを一時停止したものの、人的被害及び隣接する可燃ごみ焼却処理施設への影響はありませんでした。

「２　出火場所及び出火原因」についてですが、火災翌日に実施した関係機関による実況見分によると、出火場所は同施設の一次破砕機内部の出口付近であり、出火原因は、発火の原因となるものが特定できず不明であるものの、出火箇所付近からは、２ページ目右側に掲載した写真にあるような充電式の加熱式たばこ及び電気ひげそり器、ライターなどが発見されており、これらに類するものが原因になったと考えられるとのことであります。また、警察によりますと、事件性はないということで伺っております。

次に、被害の状況でありますが、今回の火災では、建物への延焼はなく、ぼやという区分になるということであります。また、破砕選別処理施設については、施設本体に焼損や異常はありませんでしたが、一次破砕機の入り口監視カメラ及び機械設備点検口蓋、破砕機室内の一部照明器具及び火災報知器に破損が生じており、修繕または交換が必要でありますが、被害は最小限にとどまったという状況であります。

また、「３　発生時の状況」ですが、左側の写真は、手前から破砕選別処理施設の

建屋外壁の排気ダクトから黒煙が排出されている様子、右の写真は、破砕機室内部において煙が発生している状況であります。

「４　実況見分（発生日翌日）の状況」の左側の図ですが、破砕選別処理施設の断面図となっておりまして、出火箇所となった一次破砕機は赤枠で示した部分となっております。

次に、「５　ごみの受入れ状況」につきましては、火災発生直後は、消火活動に伴い、青森市清掃工場においてごみの受入れを一時的に停止し、隣接する青森市一般廃棄物最終処分場へ搬入いたしました。火災発生の翌日以降は、家庭ごみの収集は予定どおり実施いたしまして、可燃ごみのほか、自己搬入による家庭系不燃ごみについては、通常どおり清掃工場において受入れいたしております。それとともに、それ以外の不燃ごみにつきましては、当分の間、一般廃棄物最終処分場において受入れし、埋立て処分しております。

「６　今後の対応」についてですが、今回の火災においては、不燃ごみが発火したものの破砕機内部で消し止められておりまして、建屋及びコンベヤー等、周囲への延焼を防ぐことができており、令和２年５月に発生した火災事故を踏まえ、消火散水ノズルの増設や前回の火災で焼失したコンベヤーベルトの材質を金属製に変更したことから、発火事故が発生しても被害を最小限に抑えることを目的に実施した対策の効果が、今回の火災では発揮されたものと認識しております。

今後、可能な限り速やかな復旧を目指すこととし、その費用については、市と運営事業者の双方が契約している火災保険金の充当を予定しております。

また、不燃ごみに発火性のある危険物の混入がある限り、こうした発火リスクがなくなることはないことから、ごみの分別や適正排出に関して、市としてより一層の市民周知及び啓発を行ってまいります。また、清掃工場においては、引き続き発火リスクがあることを前提に対処いたしまして、手選別作業の作業サイクルの改善や自営消防組織による消火訓練の実施回数を増やすなどの再発防止策を図り、万一の場合にあっても被害を最小限にとどめることができるよう日頃から適正な運転に努めてまいりますとともに、さらなる有効な対策がないか調査・研究してまいりたいと考えております。

報告は以上です。

○関貴光委員長　ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長　質疑はないものと認めます。

次に、「花岡プラザの温泉再開時期について」報告を求めます。浪岡振興部次長。

○鳥谷部稚子浪岡振興部次長　花岡プラザの温泉再開時期について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「１　経緯」ですが、花岡プラザの温泉につきましては、温泉井戸の老朽化によ

り、湯量の減少や温度低下などの支障を来していたことから、新たな井戸掘削のため、昨年６月から工事を進めてきたところです。

本年７月末には揚湯試験が終了し、泉温につきましては47.4度、湯量についても十分な量を確保できる見込みとなりましたことから、今後、必要な手続を進めてまいります。

「２　今後のスケジュール」ですが、９月下旬に県に対し、ポンプ設置許可に係る申請を行い、10月下旬に予定されている青森県環境審議会での審議を経まして、県知事からの許可を受けた後にポンプ設置工事を行う予定としており、試運転を経て、令和９年１月上旬には新源泉での温泉再開をする予定です。

説明は以上でございます。

○関貴光委員長　ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。小熊委員。

○小熊ひと美委員　花岡プラザの温泉は、市民の皆さんから早く再開してくれという声があって、再開になって本当によかったと思います。

一昨年、落札者の辞退とかがあって、大変苦労されたと思うんですけれども、予定では、本当は秋頃に再開というお話を聞いていたんですが、少し遅れているのは、何か――本当は、雪の前に再開になればいいなと思って、市民の方からも、秋に行きたいという話があったんですけれども、その辺は何か事情があるんでしょうか。

○関貴光委員長　浪岡振興部次長。

○鳥谷部稚子浪岡振興部次長　当初予定の10月というのは、工事が順調に進んだ前提のスケジュールとしておりましたが、本年４月の温泉井戸掘削が完了した後に、５月から実施した揚湯試験において、泉温低下が発生しておりまして、調査を行ったところ、地下約290メートル地点から少量の地下水の流入を確認いたしました。この地下水流入対策に２か月程度を要したことから、再開見込み時期に変更が生じたものであります。

○関貴光委員長　小熊委員。

○小熊ひと美委員　はい、了解しました。ありがとうございました。

○関貴光委員長　ほかにありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員　温泉の成分は変わったんですか。

○関貴光委員長　浪岡振興部次長。

○鳥谷部稚子浪岡振興部次長　まだ分析中でありまして、はっきり変わったかどうかということは確認しておりません。

○関貴光委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長　なければ、質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長　また、委員の皆さんから御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長　この際、私から申し上げます。

既に御承知のように、今期定例会が任期中最後の定例会となりますが、来る10月及び11月の常任委員協議会は、慣例によりまして、特段の事情がない限り開催しないこととしたいと思います。あらかじめ御了承のほど、よろしくお願いいたします。

以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

（　会　議　終　了　）